



第五中学校改築、第五小学校通学手段に関する説明動画配信 ご意見一覧

番号	学校	分類	意見	回答・取扱方針
22	第五中	新校舎	<p>基本設計（案）においては、北西・北側のみが、依然として犠牲を強いられ、北西・北側の近隣環境の悪化を招いており、全体としてバランス、公平性を欠いた計画になっていると言わざるを得ないと存じます。このため、少なくとも現状並みの空間（距離）を保っていただくため、新校舎をさらに南側に配置する、東側に拡張する、新テニスコート2面を井の頭道路沿いに東西に配置するなど、さらなるご調整を賜りますよう、お願い申し上げます。</p>	<p>「武蔵野市立第五中学校改築基本計画（案）」意見募集の際にいただいたご意見も踏まえ、校舎の配置を見直し、基本計画に記載の配置よりも、約3.5m南側にずらした配置としております。さらに新校舎3階を大きくセットバックし、日照環境が現状より大幅に改善されます。また、現在駐車場としている校舎北側の空地については、設計案では基本的に生徒の出入りのない緑地とし、音環境の向上も図ります。</p> <p>なお、新校舎をこれ以上南側に配置すること及び新テニスコート2面を井ノ頭通り沿いに東西配置することは、校庭面積確保の点から困難です。また、工事期間中既存体育館を利用するため、新校舎をこれ以上東側に拡張することもできません。ご希望に沿えず申し訳ありませんが、ご理解を賜りますよう、お願いいたします。</p> <p>北側壁面の窓や屋上利用、北側の緑地については北側近隣の皆様に配慮し、今回お示しした配置において、最良の環境となるよう検討を進めてまいります。</p>
23	その他	意見募集	<p>文字資料だけでなくYouTubeでの動画説明がとても良かったです。できれば情報保証の観点から、動画への文字と手話が付くと多くの方の意見が聞けます。コロナ禍でのご対応でしたが、そうでなくても大切な地域の学校に関わる様々な情報共有や説明会とあわせて、この形も続けてほしいです。</p> <p>今回、パブリックコメントは9/13(月)17:00で締め切られ動画も同日までしか見られないようですが、引き続き説明動画のYouTubeが見られるようにしてほしいです。改築に関わる現在の状況の周知として、ぜひお願いします。</p> <p>コンセプト(案)前編と後編が概要欄に貼ってなかったです。</p>	<p>ご意見を参考に、今後もより良い情報共有のあり方を検討してまいります。</p> <p>今回の動画の内容につきましては、原稿を市ホームページに掲載します。</p> <p>なお、今回、市ホームページのコンセプト(案)へのリンクをYouTubeの概要欄に貼っていませんでした。申し訳ございません。</p> <p>最新のコンセプト案およびYouTubeの動画原稿PDFを市ホームページに掲載しました。</p> <p>武蔵野市立第一中学校改築事業ページへのリンク</p>  <p>武蔵野市立第五中学校改築事業ページへのリンク</p> 

番号	学校	分類	意見	回答・取扱方針
24	第五中	新校舎	学びの公平性、標準化。どの子も公平に学べるよう、今いる児童生徒だけでなく、学校に通いづらくなっているお子さんや、性の多様性のあるお子さん、障害のあるお子さん(や教職員)が尊重され学校生活が送れる、そんな学校施設になるよう改築に取り入れてください。学校施設に人を合わせるのではなく、人のニーズが建物に取り入れられているようお願いいたします。	多様な学びや個別最適な学びに対応できる施設となるよう、国の動きや改築懇談会、説明会等でいただいたご意見を参考に、教育委員会の考え方をまとめ、設計を行います。
25	第五中	新校舎	多目的に使える空間の整備は大切で、取り入れてありいいなと思いました。それと同じ位に、ちょっと息抜きができたり落ち着けるような空間(リソースルーム)も必要になってきていると、日常的に学校を見ていて思いますのでお願いします。	リソースルームの設置は予定していませんが、生徒がクールダウンできるスペースについては、特別支援教室の一部のほか、設計の中で学校ごとに効果的な場所を検討します。
26	第五中	新校舎	示されている「緩やかにつなぐ空間」は、現在を含めた今までの学校では大切に考えてこられなかった部分だと思います。ですので、建物だけ改築されるのではなく、学びの転換も必要になってきています。この点は、教職員・保護者・地域といった大人がその必要性を知れるように周知をしていってください。	今後の説明会等においても、設計の具体的な内容だけではなく、その根拠となる教育のあり方も含めた説明をしていきます。
27	第五中	仮設校舎 新校舎	物を運ぶ想定や想像が優先されてしまっているのか、エレベーターの位置が新設も仮設も端の方に設計されています。まずは学校での学びの主体である児童・生徒が、他の児童・生徒の導線と別けられないような場所、五中ステップの近くに変更してください。エレベーターユーザーは、子ども達以外にも、地域の方や教職員の方がおられます。	仮設校舎のエレベーターについては、給食の配膳用も兼ねているため、最も使用頻度が高い配膳室横の位置としています。 改築後の校舎については、昇降口や職員室からのアクセスも考慮し、現在の案としています。
28	第五中	仮設校舎 新校舎	教室の中にも小さくていいので、手洗い場が設けられるといいと思います。特別支援学級などにはもうけられていると思いますが、通常学級でも同様に、教室後方に設置されているような学校をニュースで見ました。教室の壁側は開かれていて、スケルトンフィルの構造のようでした。	普通教室の各室に手洗いを設置することはできませんが、手洗いの混雑を防ぐよう、設置個所や数を工夫します。

番号	学校	分類	意見	回答・取扱方針
29	第五中	新校舎	特別支援学級の教室が今の図面では1階に書かれてありますが、特別支援教室の但し書きにも書いてあるように、移動の負担がないよう、同じフロアに変更してください。今は交流共同学習を持ってインクルーシブ教育システムとなっていますが、正しくインクルーシブ教育に転換した際には通常学級での学びが前提となりますので、分けられた設置がされていないように変更しておいてください。	通学の利便性、緊急時の避難や五中ストップへのアクセスを考慮し、かつ通常学級の生徒とも交流できる位置として現在の案としています。
30	第五中	新校舎	学校の窓に軒のようなものがあるといいなと思います。雨天時でも窓を開けて空気換気をしたいのですが、軒のようなものかない窓が多く雨がしけ込んでしまい、窓を閉めるしかありません。コロナ対応など、空気換気の事を考え、窓の形状の工夫や、空気の流れが起こる設計を考えてください。	窓には庇を設け、雨よけだけでなく夏場の日射遮蔽も行います。また、扁平柱（長方形の柱）を採用し、普通教室では建物に沿って流れる風の性質を利用した効率的な自然換気が可能な設えとします。コンセプト後編P19に現時点における空調・換気計画の考え方を掲載しています。
31	第五中	新校舎	計画全体に五中のよさを引き継ごうとさせていただき、緑も豊かですととてもいいです。ありがたいです。	第五中の改築基本方針「豊かな緑に守られ、地域とともに生徒を育てる学校」に沿って、第五中の特徴である緑を生かした設計とします。
32	第五中	仮設校舎	仮設校舎のエレベーターが給食と共同だとの説明がありました。人と食材が同じエレベーターの学校があり、給食を運ぶ時間は人が(児童生徒が)使えないと言う制限がかけられてしまった学校の例があります。学校生活に不利益な制限がかからないように、人と給食は別のエレベーターを設置してください。その方がいいのではないのでしょうか。	仮設校舎については、スペースの都合上給食の配膳用も兼ねています。学校生活において不利益な制限がかからないよう、運用において検討します。
33	第五小	通学手段	スクールバスは大型のバスで大通りでの乗降でなく、ムーバスにして校舎北側のムーバスのバス停での乗降がいいのではないかと思います。	スクールバスの運行案は、現時点で実施可能であると確認できた範囲を案としてお示ししています。ムーバス車両は台数に限りがあり、スクールバスとして使用するのには難しいですが、今後、安全を確保しながらご要望にお応えできる範囲について、検討を行ってまいります。

番号	学校	分類	意見	回答・取扱方針
34	第五小	通学手段	<p>1.5キロが『概ね』という事であれば、地図上で線引きをせず青い部分から多少外れていても家庭の意向（共働きで帰宅時間が遅い等）を鑑み、申請出来る様に出来るよう柔軟に対応できると嬉しいです。理由としては、対象外の我が家でも大人の足で15分、低学年の子どもであれば20分はかかる距離を歩かせるのは安全面（事故、不審者）に不安があるからです。</p> <p>難しいようであれば集団登校、集団下校やスクールゾーンを決めるなど安全面の徹底を考慮頂ければ幸いです。</p>	<p>通学手段につきましては、スクールバス運行のほかにも通学路の見守り箇所の増設や見守り人員の増員、必要により通学時間帯の交通規制の実施などと合わせ、総合的に検討する必要があると考えております。</p> <p>スクールバスの運行案は、現時点で実施可能であると確認できた範囲を案としてお示ししています。今後、安全を確保しながらご要望にお応えできる範囲について、検討を行ってまいります。</p>
35	第五小	通学手段	<p>スクールバスの対象学年が原則1～3年生となっておりましたが、片道1.5キロ以上の通学を毎日行うのは、4～6年生にとっても身体的な負担は大きいと思います。雨の日もあれば、夏の猛暑もあります。</p> <p>特に最近の夏の猛暑は、子どもを20分以上も歩かせるのは危険だと思います。下校中に体調が悪くなったとしても、第五中学校までの通学路は住宅地ですので、助けを求めることは難しいと思います。</p> <p>体力的な個人差もあると思いますので、1～3年生のみを対象とするのではなく、4～6年生についても、希望者はスクールバスに乗車できるようにしていただきたいと思います。</p> <p>大切な児童を様々なトラブルから守るため、ぜひお願いいたします。</p> <p>今のままでは、子どもを安心して入学させることができません。</p>	<p>通学手段につきましては、スクールバス運行のほかにも通学路の見守り箇所の増設や見守り人員の増員、必要により通学時間帯の交通規制の実施などと合わせ、総合的に検討する必要があると考えております。</p> <p>スクールバスの運行案は、現時点で実施可能であると確認できた範囲を案としてお示ししています。今後、安全を確保しながらご要望にお応えできる範囲について、検討を行ってまいります。</p>
36	第五中	新校舎	<p>ICTを活用した学校づくりをされるみたいですが、下記の設備はどのようにお考えでしょうか？</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電源の数…一人一台ノートパソコンを持つようになった場合、どの座席からでも電源を供給できる状態にする必要が出てくると思います。</li> <li>・Wi-Fi環境…Wi-Fi環境はある程度用意しないと、ネット回線の遅延になり、調べたいことが調べられない、資料をダウンロードするのに時間がかかるなどの問題が出てきます。</li> </ul>	<p>改築後の学校だけではなく仮設校舎にも共通する考え方として、既存の校舎に増強した環境と同様に、授業に支障がなく、校舎内どこからでもつながるインターネット環境を整備します。電気設備については、一人1台の学習用コンピュータを、インターネットを介してつなぐとともに、ICTを活用した授業を十分に展開できる電源設備を整備します。ただし、児童・生徒の座席から電源を供給するのではなく、今後とも、各家庭での充電をお願いする予定です。</p>

番号	学校	分類	意見	回答・取扱方針
37	第五中 第五小	新校舎 仮設校舎	<p>防犯対策は十分でしょうか？</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防犯カメラを門の近くに、抑止力用にわかりやすく設置したらいかがでしょうか？</li> <li>・西門は管理室から離れています、不審者等も含め、誰かが入ってきたことがわかるように対策されていますでしょうか？</li> </ul>	<p>仮設校舎の防犯カメラについては、現在の学校と同じ考え方にに基づき設置しますので、現在、門に設置しているものはそのまま運用します。</p> <p>西門は仮設校舎運用時は工事エリア内となるため学校エリアとは分離されます。</p> <p>改築後のセキュリティにつきましては、今後学校と相談し、防犯カメラや電気錠の設置個所をなど決定します。コンセプト後編P30～31に現時点におけるセキュリティの考え方を掲載しています。</p>
38	第五小	仮設校舎 プール	<p>仮設校舎に小学生が入った場合、プール割り当ては大丈夫でしょうか？</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プールの深さ…プールの深さは低学年の児童でも使える深さなのでしょうか？</li> <li>・市民プールの活用…バス移動を使えば、武蔵野市民プールでも授業は可能ではないでしょうか？昨今、学校プールの廃止をする自治体が増えてきています。理由は、維持費、熱中症、防犯など。近くにある民間の屋内プールを使って、専門のインストラクターが授業されているようです。</li> </ul>	<p>第五中のプールを第五小が使用する際は、プールフロア（水深調整台）の使用や、水量を減らしプールの水位を下げて使用することを想定しています。</p> <p>市民プールや民間施設の活用については、施設としての学校プールのあり方及び学校教育としての水泳授業のあり方の両面から、今後検討を行ってまいります。</p>
39	第五小	通学手段	<p>徒歩で通学する場合の集団登校・下校は行わない予定でしょうか？</p>	<p>通学手段につきましては、スクールバス運行のほかにも通学路の見守り箇所の増設や見守り人員の増員、必要により通学時間帯の交通規制の実施などと合わせ、総合的に検討します。</p>
40	第五小	通学手段	<p>第五小学校改築中の通学手段について、令和7年に4年生以上の児童はスクールバスの対象外の予定になっています。確かに体力はついていくかとは思いますが、4年生になると学校の勉強や塾などで忙しくなり、通学時間が大幅に増えるのは、時間ももったいないと感じます。希望者は全員バスの使用ができるようにご配慮いただきたいです。</p>	<p>通学手段につきましては、スクールバス運行のほかにも通学路の見守り箇所の増設や見守り人員の増員、必要により通学時間帯の交通規制の実施などと合わせ、総合的に検討する必要があると考えております。</p> <p>スクールバスの運行案は、現時点で実施可能であると確認できた範囲を案としてお示ししています。今後、安全を確保しながらご要望にお応えできる範囲について、検討を行ってまいります。</p>

番号	学校	分類	意見	回答・取扱方針
41	第五小	通学手段	令和7年時点で4年生ですが、行き帰りの交通事故や不審者など心配です。高学年でも、おおむね1.5キロ以上距離がある場合、希望者はスクールバスでの登校は出来ませんか？	通学手段につきましては、スクールバス運行のほかにも通学路の見守り箇所の増設や見守り人員の増員、必要により通学時間帯の交通規制の実施などと合わせ、総合的に検討する必要があると考えております。 スクールバスの運行案は、現時点で実施可能であると確認できた範囲を案としてお示ししています。今後、安全を確保しながらご要望にお応えできる範囲について、検討を行ってまいります。
42	第五小	通学手段	1箇所だけでなく他の場所からも送迎バスを出してほしい。(井ノ頭通りあたりから出発する経路があってもいいのではないかと)	通学手段につきましては、スクールバス運行のほかにも通学路の見守り箇所の増設や見守り人員の増員、必要により通学時間帯の交通規制の実施などと合わせ、総合的に検討する必要があると考えております。 スクールバスの運行案は、現時点で実施可能であると確認できた範囲を案としてお示ししています。今後、安全を確保しながらご要望にお応えできる範囲について、検討を行ってまいります。
43	第五小	通学手段	通学のバスを逃したときや、病院に行っからの通学、体調不良による早退などの際、バスがない時間帯のときについて、親が自転車で送り迎えすることは許容されますでしょうか。特に体調不良の際には子ども一人で歩いて帰るのは厳しい距離になりますので、1-3年に関わらず、許容されることを願っています。 また、今でも許容されているかもしれませんが、GPSの持ち込みは可能でしょうか。親の予想に反してバスを利用せずに帰ってきて迷子になってしまったときなど、探す範囲が広範囲になることを心配しています。	通学手段につきましては、スクールバス運行のほかにも通学路の見守り箇所の増設や見守り人員の増員、必要により通学時間帯の交通規制の実施などと合わせ、総合的に検討する必要があると考えております。 なお、自動車以外での送迎は可能ですが、自転車の二人乗りは道路交通法による制限がありますのでご注意ください。また、GPSの持参に関しては保護者の責任で判断していただくこととなります。
44	第五小	通学手段	スクールバスを走らせる予定とのことで多少は安心しました。 しかし、大野田小学校や井之頭小学校の方が近いので越境も選択できるようにして頂きたいです。	就学学校の指定の変更に関しましては、児童数の増加、35人学級の実施、学童クラブの入所者数の増加により、本市の市立小学校いずれにおいても施設に余裕がなく、学区内の児童に対する施設の不足を生じさせないための対策を講じるのに精一杯であるのが現状ですので、就学学校の指定の変更の方針を見直すことは困難です。

番号	学校	分類	意見	回答・取扱方針
45	第五小	通学手段	<p>スクールバスの対象エリアはどのようにして決まったのでしょうか？1.5kmという基準はありますが、対象エリアから目的地までの距離は、場所によっては1km程度の場合もあるようです。具体的には、井之頭小側で吉祥寺3丁目18番地から第一中までの距離がそうです。現状は、ドラフト案であることは存じ上げていますが、この番地は入れる、この番地は入れない、というのは、どのような判断ロジックで仮決めされたのか、ご説明をお願いします。番地レベルで地図に色塗りをしたものを公式発表しているのですから、「1.5kmを基準に」といったアバウトな説明ではなく、詳細なご説明を期待しております。なお、当質問は「今後見直します」といった今後の話に関する回答を期待するものではなく、この仮案の検討経緯に関する確認です。</p>	<p>スクールバスの運行案は、現時点で実施可能であると確認できた範囲を案としてお示ししています。具体的には、通学の距離、学年、及び乗降場所の安全性の3点において、教育委員会が現時点でスクールバス運行が必要であり、かつ物理的に実施可能であると判断した範囲を案としてお示ししています。</p> <p>距離につきましては、市立全小学校の学区の中で、学校からの直線距離が最も遠い住所を特定し、道のりを測ったところ1.5キロメートルとなりました。そして、それらの住所に市立小学校に通う児童が存在することと、いずれの児童も小学校1年生から徒歩で通学できていることが確認できましたので、1.5キロメートルまでの距離については、見守り箇所の増設や見守り人員の増員の対応により徒歩での通学が可能であると判断しました。</p>
46	第五小	通学手段	<p>スクールバスの対象エリアの境界線部分についてです。道路幅はせいぜい数メートルかと思いますが、道を挟んで対象内/外と区切りをつけることについて、違和感がございました。通学時にどの道を通るか、によっても距離が変わりますし、道のこちら側は1505mで対象だが、反対側は1495mとなるので対象外、といったような数メートルレベルでの厳密な調査は現実的ではないかと思います。道を挟んで対象外になる件、どのような判断ロジックとなっているのでしょうか？</p> <p>なお、どこかで線引きする必要があるのは理解するが、線引きするのであればその境界線で対象外となる家庭から不満の声が挙がらないであろう距離(例えば1km程度)とすべき。1495mで対象外となるのと、995mで対象外となるのとでは、かなり影響が異なると思われます。</p>	<p>説明動画の地図では、バス停として想定した箇所を含めて着色しておりますので、井之頭小、第五小とも、1.5キロメートルを切る部分も含んでいますが、基準の考え方は上記のとおりです。</p> <p>今後、安全を確保しながらご要望にお応えできる範囲について、検討を行ってまいります。</p>

番号	学校	分類	意見	回答・取扱方針
46	第五小	通学手段	<p>(1)「1.5kmの通学をしている人がいる」という断片的な情報を理由に、1.5km未満の場合に通学時の補助を受けられない、という説明だけでは、正直納得しがたいです。「1.5kmの通学をしている人もいる」という話の情報ソースの詳細を開示いただけないでしょうか。例えば、そのような方は、学年別で何名ずつおり、それは小学生全体の何%でしょうか？</p> <p>1.5kmの通学をされている家庭では、体調や天候によって、保護者が密かに移動支援するようなことは発生していないでしょうか？何の問題もない、ということは、そのご家庭へのインタビューなどにより裏付けが取れているのでしょうか？改築により学区外への通学を余儀なくされ、影響を受ける（本来、実現できたはずの生活の質を損なわれている）わけなので、統計の端っこの極端なデータを使うのではなく、平均値を使う等の考慮があっても良いのではないのでしょうか。</p> <p>(2)加えて、この統計情報を理由に1.5kmを設定することについて、その妥当性をご説明願います。例えば、web上に、「遠くて住めない」と感じる徒歩圏内は？」というアンケート（N=180）がありました。徒歩20分のところに大きな壁があり、過半数を超えてきます。つまり、通学は、発生頻度が毎日であるということも踏まえ、常識的な限界は徒歩20分までと仮定できるかと思います。小学生低学年の歩行速度で20分の距離（20分の内訳に信号待ちも含むと仮定）と考えると、1km~1.2kmくらいにスクールバス補助のボーダーを設定するという案もあるかと思います。他にも、企業が通勤補助としてバス代を払う基準について、1.2km~1.5kmが多いようです。大人の足で1.2~1.5kmだとすると、子どもの足に換算（仮に8割掛け）して1~1.2kmとした場合、1~1.2kmをスクールバス補助のボーダーとすることも考えられるかと思います。</p>	<p>(1)本市の市立小学校の児童で、1.5キロメートル以上の距離を通学する小学生は複数存在するものの、多数ではありません。このため、個人情報の特定につながりかねないことから、これ以上の情報をお示しすることができませんが、学校へのヒアリングと通学路での事故発生事例の確認により、安全に通学できていることを確認しています。</p> <p>(2)今回、案としてお示しした数値は、井之頭小・第五小の改築だけでなく、全市的な考えとして、現在本市及び都内自治体において安全に徒歩通学ができている実績を基準としました。</p>



番号	学校	分類	意見	回答・取扱方針
46	第五小	通学手段	<p>また、成蹊学園を例に見ても、吉祥寺駅から徒歩15分程度でのアクセスとホームページで紹介されています（google mapでは吉祥寺駅から成蹊学園前のバス停まで1.2kmの表示でした）が、一部の学生はバスを利用しているかと思えます。つまり、それは、「歩くのがやや大変で、バスを使いたくなる」距離であるかと思えます。スクールバス補助のボーダーの説明方法は複数あるかと思えますが、なぜ、「1.5kmの通学をしている人がいる」という説明ロジックを妥当だと判断し、採用したのでしょうか？ネガティブインパクトを受ける各家庭に対して、きちんと説明する必要があるかと思えます。</p> <p>(3)上記は、基準＝1.5kmで実現可能かどうか、妥当かどうかの議論であるが、他にも「本来実現できたであろう生活の質へのネガティブインパクトへの補償」という視点からのアプローチもあるかと思えます。現状で最長1.5kmの通学をしている児童がいるから1.5kmまでは通学可能である、という認識かもしれないが、そもそもその家庭はそこに居住することになった時点で小学校までの距離が遠いことをわかっていたはずで、それに対しては致し方ないと思うが(親が必要に応じてサポートすることも想定済みだったかもしれない)、今回の事案は、本来の通学は10分未満で十分通学できる距離に居住していたにも関わらず、学校側の都合で20分以上(2倍以上)かけて通学しなければならない、という状況なので、「現状で1.5kmの通学をしている児童」とは事情が異なります。改築工事に伴い通学先が変更されることに対する補助としては、本来の通学先までの距離に対して著しく差分が発生している家庭にはそれ相応の補助をするべきではないか。元々1.2kmの通学だった児童が1.3kmになると、元々700mの通学だった児童が1.4kmになるとでは、明らかにインパクトが異なるにも関わらず、「バスに乗れるのは仮設校舎までの通学距離が1.5kmを超える場合」という一律の判断基準で線引きするのは明らかに不公平であり、公平性を保つのであれば、従前従後の差分を考慮すべきかと思えます。</p>	<p>(3)改築により、予定より遠い場所へ通学しなければならなくなったことに関し、保護者の皆様の不安を払拭し、与えられた条件の中でより多くのご要望にお応えすることができるよう、今後も検討を重ねる必要があると考えております。</p>

番号	学校	分類	意見	回答・取扱方針
47	第五小	通学手段	<p>スクールバス補助の年齢制限について確認させてください。電車・バスの乗車やテーマパーク入園など、周囲を見渡した時に、小3と小4で取り扱いが異なるケースを思いつきません。また、文部科学省の全国のスクールバス事例を見ても、小学生全体を一塊として取り扱っているケースが多いと散見されます。小3と小4の間に壁を作ることについて違和感がありますので、その妥当性について確認をさせてください。</p> <p>(1)年齢制限の理由に、「体力面や危険察知能力」と「学童」の2つの話が挙がっていました。「学童」については、あくまでも放課後の話であり、登校時については小学生全体で同条件であり、登校時のスクールバス補助に年齢制限を設ける理由は該当しないと思います。なので、重要な論点は「体力面や危険察知能力」かと推察します。体力面や危険察知能力について、どのようなエビデンスに基づいて判断されているのでしょうか？例えば、3月生まれの小学3年生と4月生まれの小学4年生は、体格的には実質1か月の差しかありません。同じ西暦で3月生まれと4月生まれで、補助する/しないのリスクレベルが別れる理由をご説明をお願いします。</p> <p>(2)「特段の配慮が必要な4～6年生」の記載について、特段の配慮とは具体的にどのようなことを想定されていますでしょうか？おそらく説明会では、紙面スペースや時間の都合上、ご説明を割愛されたのかと思いますが、このような質疑応答の機会に、補足いただけるのがよろしいかと思えます。「皆様からのご意見を踏まえ検討」というような回答ではなく、市で考えている想定ケースをお聞かせ願います。例えば、小1と小4の兄弟だった場合、下の子はスクールバス、上の子は歩き、で別々に登校させるという整理になるのでしょうか？</p>	<p>(1)例えば、本市では、学童クラブの対象を当面の間小学校1年生から3年生までとさせていただきます。これは希望者全員を受け入れることが困難であるという物理的な理由もありますが、小学校4年生以上になれば、3年生までと比較し、体力や危険察知能力、判断力などに裏付けされた自立性が備わるのであろうことを前提としています。</p> <p>(2)「特段の配慮」とは、上記のとおり子どもの体力などには個人差があることから、4年生以上で徒歩通学が不可能な場合を想定しています。</p> <p>そして、現在の案では、1～3年生の弟妹がスクールバスを使用する場合でも、原則として4～6年生の兄姉は徒歩での通学となることを想定しています。</p>

番号	学校	分類	意見	回答・取扱方針
48	第五小	通学手段	<p>スクールバス補助の件で、市長への手紙を投函したところ、松下市長から「予算の制限のために児童の安全をおろそかにするようなことがあってはなりません」というご返信をいただきました。また、その返信文の中には、「場合によっては通学時間帯の交通規制の実施」も検討する、と記載がありました。</p> <p>原理原則を破って本来の学区の外へ通学しなければならないことによる通学路の距離・安全面に関するリスクの高まり、猛暑やゲリラ豪雨等の昨今の相次ぐ異常気象による通学リスクの高まり、そして、何よりも、このように市長からの寛大なご理解をいただいている中で、スクールバス補助について1.5kmという厳しいエリア制限、また、年齢制限を設けているわけですが、どのような制約事項があって、このような結論に達しているのでしょうか？</p>	<p>1.5キロメートルについては、制約事項から基準を判断したわけではなく、現在他の児童が安全に通学できている実績から判断したものです。</p> <p>通学手段につきましては、スクールバス運行のほかにも通学路の見守り箇所の増設や見守り人員の増員、必要により通学時間帯の交通規制の実施などと合わせ、総合的に検討する必要があると考えております。</p> <p>スクールバスの運行案は、現時点で実施可能であると確認できた範囲を案としてお示ししています。今後、安全を確保しながらご要望にお応えできる範囲について、検討を行ってまいります。</p>
49	第五小	通学手段	<p>スクールバス補助の件で、そもそも、施策の内容以前に、検討チームの理念・マインドを確認させていただきたいです。一般論ですが、施策の検討においては、どの案にも長所・短所があり、結局はどの軸を重要視するのかによって判断が下されることが多いと思います。つまり、検討チームがどんな理念・マインドを持って、何を重要視しているのか、によって、施策の内容が変わってくる可能性を考慮すると、理念・マインドの確認が大事だと考えています。</p>	<p>市としては、老朽化した第五小の現施設を使い続けることや、狭小な第五小の校地の中に仮設校舎を設置することとの比較の中で、第五中の校地に仮設校舎を設置し、第五小を改築することが、第五小の児童にとって最良であると判断をした結果です。そのため、第五小児童の通学距離の延長への対策として、他の児童が安全に通学できている実績と、現時点で実施可能であると確認できた範囲を案としてお示しました。</p>

番号	学校	分類	意見	回答・取扱方針
50	第五小	通学手段	<p>今回、ドラフト案との前置きはありつつ、基準が公表されました。被害のMAXケースを考えると、「小学1年生が1.49kmを歩く」という可能性があるわけですが、おそらく25分～30分程度かかるのではないのでしょうか。これは、大人の足で三鷹駅から市役所まで徒歩で通勤した場合と同等考えます。暑い日も、雨の日も、毎日、三鷹駅から市役所まで徒歩での通勤を指示されたら、市職員の方々はどう思いますでしょうか？たとえ、仮案であったとしても、このような厳しい基準を正式発表する、という点について、検討チームの理念・マインドが、本当に市民に寄り添ったものなのか、残念ながら疑問を持ちました。もし「ご心配・ご迷惑をおかけすることになるが、市民にご理解・ご協力いただくべく、市としてはマイナス影響を穴埋めできるよう最大限サポートする」という姿勢があったとしたら、たとえ仮決めだったとしても、このようなアナウンスにはならなかったのではないのでしょうか。仮に、1.5kmと設定した場合の市民の反応を見たく、反響の声に応じて基準を見直すつもりだったというのであれば、いかに声を集められるかが、争点かと思えます。その場合は、意見収集が目的であることをきちんと説明し、アンケートを実施する等、数量・品質を担保しながら声を集める工夫が必要だと思えます。</p>	<p>今回は、まず市民の皆様にご理解をいただくため、全体の公平性の観点から、市内での実績を基に案をお示しました。そのうえで、改築により、予定より遠い場所へ通学しなければならなくなった井之頭小・第五小の児童の保護者の皆様の不安を払拭し、与えられた条件の中でより多くのご要望にお応えすることができるよう、今後とも検討を重ねる必要があると考えております。</p>

番号	学校	分類	意見	回答・取扱方針
50	第五小	通学手段	<p>いずれにせよ、改築と、改築に伴うステークホルダーへの影響の補償は表裏一体で検討されるべきだと考えます。改築によるネガティブ影響は確定。だけど補償は、どうなるか未定、というのでは、フェアでは無いですし、将来、梯子を外されるリスクがあり、市民として心の平穏を保てません。一方で、施策の詳細をつめていくには時間がかかることも理解しますので、結論を急いでいるわけではありません。現段階で何ができるのか？を考えた時、市と市民が一体となって推進するために、信頼関係の構築が欠かせないと思います。ですので、動画に対する上記の印象を払拭したく、検討チームの理念(何を重要視するのか)を明示いただきたく、よろしく願いいたします。それにより、「このような理念を持った方々検討されているのだから、安心して任せられるな」という感覚を持てれば、不安を和らげることが出来るかと思えます。なお、「多少の犠牲は仕方なく、予算ありきでキャップをはめて、その範囲で補助します」という趣旨の回答(理念)ではないと信じております。</p>	<p>市としては、老朽化した第五小の現施設を使い続けることや、狭小な第五小の校地の中に仮設校舎を設置することとの比較の中で、第五中の校地に仮設校舎を設置し、第五小を改築することが、第五小の児童にとって最良であると判断をした結果であり、第五小児童の通学距離の延長への対策として、他の児童が安全に通学できている実績と、現時点で実施可能であると確認できた範囲を案としてお示ししました。</p> <p>そのうえで、与えられた条件の中でより多くのご要望にお応えすることができるよう、いただいたご意見を参考に検討し、さらにご意見をいただく場を設定し、時間をかけて運用を決定してまいります。</p>

番号	学校	分類	意見	回答・取扱方針
51	第五小	通学手段	<p>移動補助の施策について、可能性が低くてもひとまずオプションを網羅的に挙げ、何かしらの理由をもってオプションを切っていくという作業になるかと思いますが、納得感を得るためにも、ある程度の検討経緯を共有お願いいたします。検討経緯の具体としては、[1]誰が検討したのか（検討メンバーが偏ってないか？適切なステークホルダーを巻き込んで検討できているのか？）、[2]他にどのような施策オプションが挙げられたのか、[3]オプション抽出の品質を高める（例えば、オプションを網羅的に挙げる）ためにどんな工夫をしたのか（思いつきで・・・ということは無いと思うので）、[4]他に挙げたオプションが採用されなかった理由は何か等をご回答お願いいたします。以下、知りたいことの例です。例への回答に限定せず、検討経緯の全般についてご回答をお願いいたします。</p> <p>例1：最も、公平性を期するには、スクールバスの乗降場所を第5小とし、希望者は全員フォローする、というものかと思えます。こういったオプションも一度は挙げられているかと思えますが、なぜ、落とされたのか。</p> <p>例2：人数制限を設ける理由が、乗降場所に小学生が大勢集まるのは、交通安全面で危険というのであれば、乗降場所を複数設置する案も挙げられたかと思えます。それが落とされた理由は何か。</p>	<p>現在の案を決めるまでの検討は、市長と協議を重ねながら教育企画課の改築担当が行いました。</p> <p>通学手段の検討に際しては、まず、対象の範囲を特定する作業として、市内及び他の自治体の実績から、距離の要件を1.5キロメートルを超え2キロメートル以内としたうえで、これまでいただいたご意見として猛暑や日没後へのご懸念が多く、相対的に体力面、危険察知能力が低いことを総合的に勘案し、対象を小学校低学年とすることにしました。</p> <p>一方で、対策としてはスクールバスの運行と、路線バス（ムバス含む）の利用補助が候補として挙がりましたが、朝夕の混雑時の安全管理への不安や、定時性確保の観点から、路線バス利用補助よりもスクールバス運行が良いと判断しました。</p> <p>スクールバスの運行案を考えるにあたっては、対象となる児童が安全かつ効率的に乗降するために路線バスタイプの大型バスを使うと仮定し、バスの乗降場所を探した結果、現時点で場所の使用が保証されていたのが既存のバス停であったことから、現在の案となりました。</p> <p>今後、令和4年度より第五小の学校関係者や地域団体代表、学区内未就学児の保護者代表などを委員とする改築懇談会を立ち上げ、改築懇談会において委員からのご意見をいただきながら、検討を進めます。改築懇談会は原則公開ですので、傍聴していただくことが可能であり、資料等は市ホームページに掲載します。</p> <p>学区内在住の方などを対象とした説明会については、令和4年度に改築基本計画素案の説明会、令和5年度に基本設計案の説明会、令和6年度に通学手段案の説明会を予定しており、その都度、通学手段についての検討結果をご説明し、ご意見をうかがう予定です。</p> <p>説明会のご案内につきましては、市報、市ホームページ、建て替えニュースの配布（近隣住民・第五小児童保護者への配布、学区内在住未就学児保護者への郵送）でお知らせする予定です。</p>

番号	学校	分類	意見	回答・取扱方針
52	第五小	通学手段	<p>最後に、収集した意見の取り扱いについて、確認です。スクールバス補助の件で、影響を受ける全家庭において、スクールバス補助の対象の方や、通学先が5中になったところで、距離的なインパクトが大きくないご家庭は、それほど意見が挙がらない可能性があります。一方で、我が家のように、ぎりぎりのラインで補助の対象外になった家庭は意見を挙げるかと思いますが、それは、極少数に留まる可能性があります。数の多い少ないによって、取り扱いが変わる可能性を危惧しています。「誰もとりこぼさず、住みよい街を作る」というお考えであれば良いのですが、「多少の犠牲は仕方ない」という考えの場合には、恐怖を覚えます。私の希望は、スクールバス補助は「本来実現できたであろうQuality of Lifeへのマイナス影響の穴埋め」であり、まずは、市民にスクールバスの希望有無を確認したうえで、それに応じて、準備するバスの台数などを決めていく、というのが市民に寄り添った進め方かと考えています。今回、一方的に条件を突きつけられたように感じたので、このように意見書を提出していますが、おそらく、このような意見は少数に留まるかと思いますが、少数だからといって、蔑ろにするようなことはないですよね？外壁修理の1か月間だけというような話ではなく、3年間にわたって影響を受けるわけですから、他の質問へのご回答含め、今後も納得感のある施策の検討・ご説明をお願いいたします。</p> <p>なお、10月中旬に回答が公開されるとのことですが、記載される質問の文面、およびご回答が当方の意図と合致しているか、事前に確認させていただけるのでしょうか？オンサイトでの説明会であれば、その場での双方向のコミュニケーションが可能だったと思いますが、今回、コロナということでビデオ説明会になりました。双方向のコミュニケーション機会が失われていると思いますので、このQ&amp;Aの品質を担保するためにも、公開前に、文面のすり合わせをお願いしたいと思います。</p>	<p>市としては、老朽化した第五小の現施設を使い続けることや、狭小な第五小の校地の中に仮設校舎を設置することとの比較の中で、第五中の校地に仮設校舎を設置し、第五小を改築することが、第五小の児童にとって最良であると判断をした結果であり、犠牲を強いするという考えではないことをご理解いただければと存じます。</p> <p>そのうえで、ご意見の多寡ではなく、できるだけ多様なご意見に対応できるよう、検討を行ってまいります。</p> <p>動画配信のみならず、説明会等でご意見をいただいた場合でも、記録として公表する文面については、事前の文案の確認は行っておりません。</p>

番号	学校	分類	意見	回答・取扱方針
53	第五小	通学手段	<p>第五中の改築懇談会では、第五小に関する内容に触れられていない。第五小学区域変更に関する意見があったことについても議論されていない。</p> <p>当事者がいない中で、第五小の改築に関することを決めていくことはいかがなものか。</p>	<p>第五中の改築懇談会においては、すでに第五小改築中の通学手段の検討結果を報告し、さらに11月の懇談会において、今回の動画配信に対するご意見のすべて（就学学校の指定の変更についてのご意見も含め）と市の対応方針を報告する予定です。</p> <p>第五小改築中の通学手段の詳細につきましては、令和4年度の第五小改築懇談会発足後、第五小改築にかかる関係者のご意見をうかがいながら、スクールバス運行のほかにも通学路の見守り箇所の増設や見守り人員の増員、必要により通学時間帯の交通規制の実施などと合わせ、総合的に検討してまいります。</p>
54	第五小	通学手段	<p>スクールバスの対象者のエリアはどうやって決めたのか。</p> <p>1.5kmに限定する理由と、実際どのように確認するのか、明らかにしてほしい。</p> <p>例えば、1.49kmであると対象外となるのか。その判断基準は？</p>	<p>スクールバスの運行案は、現時点で実施可能であると確認できた範囲を案としてお示ししています。具体的には、通学の距離、学年、及び乗降場所の安全性の3点において、教育委員会が現時点でスクールバス運行が必要であり、かつ物理的に実施可能であると判断した範囲を案としてお示ししています。</p> <p>距離につきましては、市立全小学校の学区の中で、学校からの直線距離が最も遠い住所を特定し、道のりを測ったところ1.5キロメートルとなりました。そして、それらの住所に市立小学校に通う児童が存在すること、いずれの児童も小学校1年生から徒歩で通学できていることが確認できましたので、1.5キロメートルまでの距離については、見守り箇所の増設・見守り人員の増員等の対応により徒歩での通学が可能であると判断しました。</p> <p>通学手段につきましては、スクールバス運行のほかにも通学路の見守り箇所の増設や見守り人員の増員、および必要により通学時間帯の交通規制の実施などと合わせ、総合的に検討する必要があると考えております。</p> <p>今後、安全を確保しながらご要望にお応えできる範囲について、検討を行ってまいります。</p>



番号	学校	分類	意見	回答・取扱方針
55	第五小	通学手段	<p>西久保三丁目全体を対象にバス通学の意向を調査し、希望者をバス通学の対象とすることはできないか。</p>	<p>スクールバス運行案につきましては、乗降場所の安全性について、特に朝の時間帯に安全に集合、整列、乗降できるよう、場所の広さに応じ、利用人数を設定する必要があります。そのため、現時点で使用できることが判明している既存のバス停の広さに合わせ、現在の案とさせていただきます。</p> <p>通学手段につきましては、スクールバス運行のほかにも通学路の見守り箇所の増設や見守り人員の増員、必要により通学時間帯の交通規制の実施などと合わせ、総合的に検討する必要があると考えております。</p> <p>今後、安全を確保しながらご要望にお応えできる範囲について、検討を行ってまいります。</p>
56	第五小	通学手段	<p>バス通学の対象者が3年生までなのはなぜか。3年生と4年生で危険性に差があるのか。</p>	<p>1.5キロメートルを超える徒歩通学のリスクとその対策を考えるにあたり、まず、学校改築において他校地の仮設校舎を使用することとしている江東区において、2キロメートルまでをスクールバス対象外として徒歩通学で問題なく運用できているという事例を参考としつつ、本市では小学校低学年は学童クラブやあそべえの利用で、特に暑い夏季休業中の登校や、冬季の日没後に下校する割合が高いことを考慮し、3年生までを対象としたスクールバスの案とさせていただきます。</p> <p>通学手段につきましては、スクールバス運行のほかにも通学路の見守り箇所の増設や見守り人員の増員、必要により通学時間帯の交通規制の実施などと合わせ、総合的に検討する必要があると考えております。</p> <p>今後、安全を確保しながらご要望にお応えできる範囲について、検討を行ってまいります。</p>

番号	学校	分類	意見	回答・取扱方針
57	第五小	通学手段	<p>市の都合で、第五小の学区外の外にある第五中に通わせるのであれば、その時点で学区の原則が崩れているのだから、学区外通学の距離要件も見直すべきである。</p>	<p>市としては、老朽化した第五小の現施設を使い続けることや、狭小な第五小の校地の中に仮設校舎を設置することとの比較の中で、第五中の校地に仮設校舎を設置し、第五小を改築することが、第五小の児童にとって最良であると判断をしました。なお、児童数の増加、35人学級の実施、学童クラブの入所者数の増加により、本市の市立小学校いずれにおいても施設に余裕がなく、学区内の児童に対する施設の不足を生じさせないための対策を講じるのに精一杯であるのが現状ですので、就学学校の指定の変更の方針を見直すことは困難です。ご希望に沿えず申し訳ありませんが、ご理解をたまわりますよう、お願いいたします。</p>